

確定申告

確定申告・申告相談の会場

混雑しないよう校区割にしていますが、都合の悪い人は最寄りの会場で申告してください。

受付時間：(午前) 午前9時～11時 (午後) 午後1時～4時

月	日	曜日	松橋町・全市内		三角町・不知火町		小川町・豊野町		
			申告会場	校区	申告会場	校区	申告会場	校区	
2	16	金		豊川		大岳		小野部田	
	19	月			三角センター2階ホール	三角		海東	
	20	火				みなと	小川支所2階大会議室	小川	
	21	水		松橋		戸馳			河江
	22	木							
	23	金							
	26	月		豊福					
	27	火							
28	水								
3	1	木	宇城市役所3階大会議室						
	2	金							
	5	月			当尾	農業就業改善センター	松合	豊野公民館	豊野
	6	火							
	7	水							
	8	木							
	9	金							
	12	月			全市内	2 不知火支所 階会議室	不知火		
	13	火							
	14	水							
15	木								

持って来る物	対象となる人
「申告書」「収支内訳書」	税務署から送付された申告書をお持ちの人
「印鑑」「電卓」「筆記用具」 「本人名義の通帳(還付の場合)」	どなたでも
「源泉徴収票」	年金・給与のある人
「支払い保険料の証明書」	生命保険料・損害保険料の支払いのある人
「支払った医療費の領収書」 「保険などで補てんされる金額の明細書」	医療費控除を受ける人 ※事前に医療費控除用整理封筒(税務署・市役所・各申告会場に備え付け)で医療費を計算し、申告時に提出してください。
「住民票の写し」「登記簿謄本」 「売買契約書の写し」または「請負契約書の写し」 「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」 ※増築の場合は「増改築等工事証明書」	住宅借入金(取得)等特別控除を受ける人

問合せ先 税務課市民税係 ☎ 32-1111 または 各支所市民課税務係
 三角支所 ☎ 53-1111 不知火支所 ☎ 33-1111
 小川支所 ☎ 43-1111 豊野支所 ☎ 45-2111

申告期間(土・日を除く)

所得税 2月16日(金)～3月15日(木)
 贈与税 2月1日(木)～3月15日(木)
 個人事業者の消費税および地方消費税の納付期限
 4月2日(月)

申告相談会場

○宇土税務署…所得税、消費税および地方消費税、贈与税、譲渡・山林所得のある人
 ○市役所または各支所特設会場…住民税申告の人
 ※詳しくは左ページをご覧ください。



今年も確定申告の時期が近づいてきました。準備はお済みですか？
 申告の期限が間近になると、受付会場が大変混雑するため、提出まで長時間お待ちいただく場合があります。申告書はできるだけ自分で書いて、早めにご提出ください。

申告書は「所得税の確定申告書の手引き」を参考に記載してください。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成できます(郵送での提出可)。
 国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>

申告が必要な人
 平成19年1月1日現在、宇城市に居住している人で
 ○平成18年中に給与・年金所得以外の所得(営業・農業・不動産・雑・その他の事業など)があった人
 ○給与所得者で平成18年の途中で退職した人
次の人は申告の必要はありません
 年金受給者で収入金70万円以下(平成19年1月1日現在で65歳以上の人は120万円以下)の人で、ほかに所得(営業・農業・不動産・雑・その他の事業など)がない人
 ※税務署からの案内は昨年の実績に基づいています。よって今年新たに確定申告が必要な人(昨年、新たに事業を始めた人や2力所以上から給与を受け年末調整をしていない人など)へはご案内していません。自分で期限内に申告と納税をお済ませください。